

**新潟県公安委員会規則第13号**

新潟県警察の警察署分庁舎の名称及び位置に関する規則を次のように定める。

平成29年 8月15日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の警察署分庁舎の名称及び位置に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、新潟県警察の警察署分庁舎（以下「分庁舎」という。）の名称及び位置を定めることを目的とする。

(分庁舎の名称及び位置)

**第2条** 分庁舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
新発田警察署胎内分庁舎	胎内市

**附 則**

この規則は、平成29年 9月 1日から施行する。